報告事項才

令和7年度発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数等調査 の結果について

令和7年度発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数等調査の結果について、別紙のとおり報告します。

令和7年10月24日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

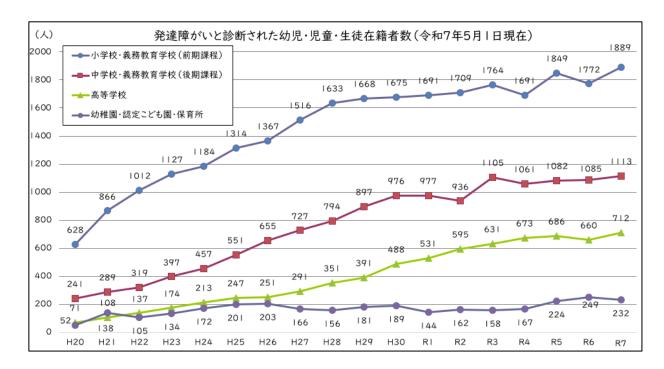
令和7年度発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数等調査の結果について

令和7年10月24日 特別支援教育課

<調査及び結果>

「発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数等調査」(令和7年5月1日現在)

- 調査日 令和7年7月31日から9月11日
- ・調査内容 県内の幼稚園・認定こども園・保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校が把握している発達障がいと診断された幼児・児童・生徒在籍者数。



【全児童・生徒数に対する割合(令和7年5月1日現在)】

	全児童・生徒数	診断のある児童・生徒数	割合
	(人)	(人)	(%)
全 体	54, 563	3, 714	6.8%
	(55, 579)	(3, 517)	(6.3%)
小学校・義務教育学校	26, 658	1, 889	7. 1%
(前期課程)	(27, 283)	(1, 772)	(6. 5%)
中学校・義務教育学校	14, 151	1, 113	7. 9%
(後期課程)	(14, 407)	(1, 085)	(7. 5%)
高等学校	13, 754	7 1 2	5. 2%
	(13, 889)	(6 6 0)	(4. 8%)

※下段()は令和6年度の数値

【発達障がいと診断された児童・生徒の教育の場について】

< 小学校·義務教育学校(前期課程)>

(単位:人)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
診断のある児童数	1, 709	1, 764	1, 691	1,849	1,772	1,889
通常の学級に在籍する児童	848	842	714	720	647	650
	(49. 6%)	(47. 7%)	(42. 2%)	(38. 9%)	(36. 5%)	(34. 4%)
上記のうち通級による指導を受けている	217	206	166	156	162	139
児童 ※割合の母数は通常の学級	(25. 6%)	(24. 5%)	(23. 2%)	(21. 7%)	(25. 0%)	(21. 4%)
特別支援学級に在籍する児童	861	922	977	1, 129	1, 125	1, 239
	(50. 4%)	(52. 3%)	(57. 8%)	(61. 1%)	(63. 5%)	(65. 6%)

()は全体に占める割合

<中学校・義務教育学校(後期課程)>

(単位:人)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
診断のある生徒数	936	1, 105	1,061	1, 082	1, 085	1, 113
通常の学級に在籍する生徒	536	621	585	570	577	537
	(57. 3%)	(56. 2%)	(55. 1%)	(52. 7%)	(53. 2%)	(48. 2%)
上記のうち通級による指導を受けている	91	82	59	76	77	77
生徒 ※割合の母数は通常の学級	(17. 0%)	(13. 2%)	(10. 1%)	(13. 3%)	(13. 3%)	(14. 3%)
特別支援学級に在籍する生徒	400	484	476	512	508	576
	(42. 7%)	(43. 8%)	(44. 9%)	(47. 3%)	(46. 8%)	(51. 8%)

() は全体に占める割合

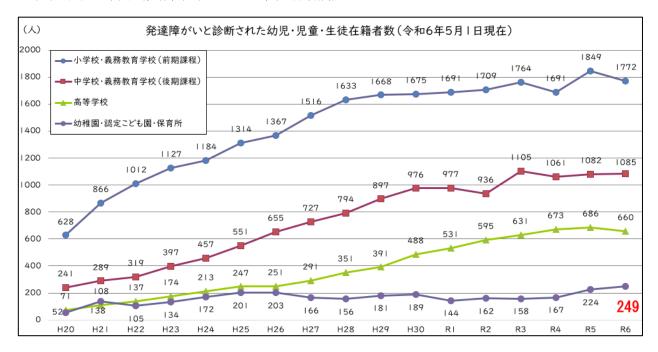
〈考察〉

- ・各校種において、発達障がいと診断された児童・生徒数の在籍者数は、昨年度と比較して増加傾向にあることから、教職員が特別支援教育に関する一定の知識・技能、発達障がいに関する知識・技能についての理解を深めることが必要である。
- ・発達障がいと診断された児童生徒のほかに、通常の学級には多様な実態の児童生徒が在籍していることから、管理職においては特別支援教育を学校経営方針の柱の一つとし、校内教職員の専門性向上や校内委員会等の組織体制づくりの充実を図る必要がある。
- ・小・中・義務教育学校において、通常の学級に在籍する発達障がいと診断された児童生徒数は減少傾向にあり、一方、特別支援学級に在籍する発達障がいと診断された児童生徒数は増加している。児童生徒の障がいの状態等に応じた適切な学びの場の充実を図ることは大切であるが、まずは、通常の学級における指導・支援の充実が必要であり、「ユニバーサルデザインの視点を生かした指導・支援リーフレット(令和6年2月)」等を活用した教室環境や人的環境の整備、授業づくりの工夫についての理解啓発や、研修会やLD等専門員の相談活動等を活用した知識や実践力の向上に取り組む。
- ・共生社会の実現に向けて、障害の有無に関わらず共に学ぶことを目指し、幼児児童生徒一人一人が授業や活動に主体的に参加し、「分かった」「できた」「やってみたい」という実感や達成感がもてるよう、 市町村(学校組合)教育委員会等に引き続き理解啓発を図っていくことが求められる。
- ・発達障がいのある幼児児童生徒への適切な指導や切れ目ない支援のために、就学前から就学先への円滑 な移行支援の充実を図ることや教育・保健・福祉等の関係部局の連携を強化することが大切である。

発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数調査結果(正誤表)

令和6年度本調査の(幼稚園・認定こども園・保育所)の計について、数値が誤っていたため、以下のとおり修正します。

(正) 令和6年度(幼稚園・認定こども園・保育所) 249人



(誤) 令和6年度(幼稚園・認定こども園・保育所) 292人

